第175期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社フジクラ

(証券コード 5803)

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容
 - ① 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体 【経営体制】

(1)取締役会

当社は2017年に監督と執行の分離を目指し、監査等委員会設置会社へ移行した。2022年6月29日開催の定時株主総会後における取締役総数は11名、うち社外取締役5名(全て監査等委員)、社内取締役6名の体制である。取締役会の半数近くを構成する社外取締役は、当社経営から独立した者であり、それぞれ経営経験、財務・会計、法務などの専門的知見を備えている。取締役会での経営に関わる重要事項(中長期戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等)は、これら多様な知見や専門知識を備えた社外取締役と社内取締役による十分な討議をもって決定される。なお、取締役会の運営は、2022年度より業務執行を担わない取締役会長が取締役会の議長となって議事を主導し、取締役会の監督機能の強化を図っている。

(2)業務執行体制

当社では、取締役会の決議により、2022年4月より、最高経営責任者(CEO: Chief Executive Officer)、最高財務責任者(CFO: Chief Financial Officer)及び最高技術責任者(CTO: Chief Technology Officer)を設置する体制とした。CEO(以下、「取締役社長CEO」と表記することがある。)は、当社及び当社の子会社から成る企業集団全体(以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という。)についての最高経営責任者となる。CFOは、極めて高い専門性を必要とする財務分野での最高責任者、CTOは、同じく技術開発分野での最高責任者となる。CEOをトップとしてCFO及びCTOがCEOの機能を補完又は支援する、いわば"三頭体制"をとることで、より高度かつ実効的な経営判断に基づく事業運営が可能となる。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、1名の常勤社内取締役と5名の社外取締役の合計6名で構成される。また、監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設けて専任の常勤者を配置する。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役は、取締役会で定められたその所管する事業部門、事業部門を支援する部門若しくはコーポレート部門等又はグループ会社について、自ら又は管下に配置される執行役員による業務執行を統轄し、以下②及び③に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、業務執行取締役は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム(以下②)の遵守及び実行の状況を監督する。このため、必要に応じて自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、執行側から提供される情報の内容を確認・検証するほか、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接説明を求める。以上と合わせ、監査等委員会は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

② 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

(1)会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会に付議すべき議案は、審議事項の法令・定款への適合性を事前に経営企画室や法務室などによって検証される。取締役会では、取締役及び監査等委員による他の取締役の業務執行に対する監督に加え、専門性を有する社外取締役(弁護士、公認会計士など)が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限委譲された 決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等 委員会室が内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法 令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・ 詳細の確認を行う。

内部監査部門は、取締役の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、直ちに当該事実につき内部監査部門を所管する担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的に開催されるリスク管理委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め内部通報制度を運用する。人事・総務部及び外 部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

(2)会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項 【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項及び業務執行取締役の決定事項に関して報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、経営企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、事業部門経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、 決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制を とる。

(3)会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項 【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク (グループ会社で生じたものを含む)を、事業機会に関連するリスク (『戦略リスク』)と事業活動の遂行に関連するリスク (『業務リスク』)に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジク

ラ リスク管理規程』に基づき取締役社長CEOを委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び 責任体制等を定める。

(4)会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長CEO、CFO及びCTOによる執行の体制は、その効率的かつ迅速な事業運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に配分する。

取締役会は、経営の監督に集中する観点から成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの極めて重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する。このため、取締役会の構成は、業務執行取締役だけでなく、多様な専門的知見を持ち、かつ当社経営から独立した社外取締役を含む業務執行を行わない取締役を半数以上とする。

業務執行取締役は、自己の管掌する組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について管下の執行役員等にその職務権限を委譲し、その統轄及び重要な事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(5)会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

日常的な業務については、コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査部門による監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。内部監査部門は、従業員その他当社業務に従事する者の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見した時は、当該事実につき内部監査部門を所管する担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、コンプライアンス推進のための「グループ行動規範」の策定と周知を通じてその徹底を図るとともに、取締役社長CEOが委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、グループ経営の観点から方向付けを行う。

内部通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及 び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、人事・ 総務部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(6)会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項 【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社内に所管部門を定める。当該所管部門の責任者であ

各クループ会社について、当社内に所管部門を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。または、業務執行取締役が直轄してグループ会社の経営全般について責任を負う場合がある。

(イ)子会社の取締役、業務を執行する社員等(以下、「取締役等」という)の職務 執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、グループ会社からの 報告を規律するものとして事業部門経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成 績等の事項については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項 については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する体制を整備する。所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

- (ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これ らグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や 緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密か つ円滑に行うことができる体制とする。
- (二) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

内部監査部門は、グループ会社の取締役、従業員等がグループ会社の業務に従事する者の職務の執行に関して、法令、定款又は当社が定める個別の法令遵守のための諸施策等に違反する事実を発見した時は、当該事実につき担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士 へ直接通報できる内部通報制度を整備する。

③ 会社法第399条の13第1項第1号(ロ)の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

- (1)会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項
- 【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】
- 【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項】
- 【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

経営企画室を所管する業務執行取締役(以下、「コーポレート企画部門担当取締役」という。)は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート企画部門担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する 組織として監査等委員会室を設置し(最低1名の専任者を配置する。)、当該委員会室 を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員 等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(2)会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び会計参与並びに使用人

が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、人事・総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及び事業部門経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。経営企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、(また、他のコーポレート部門と情報を共有し、)あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(3)会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロの事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法 第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれら の者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならず、また、人事・総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

コーポレート部門及び事業部門内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は 不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(4)会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこと を確保するための体制】

当社及びグループ会社は、②(2)又は(3)の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

(5)会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に要す

るものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

(6)会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長CEOを含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート企画部門担当取締役は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス・リスクマネジメント体制

当社では、2017年度に監査等委員会設置会社に移行したことを機に、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいりました。リスク管理委員会では、全社リスクの収集及びその全社における情報共有並びに個別の事案への対応を適切に推進しています。当年度においては、ようやく緩和の方向性が見えてきた新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策や、2023年1月に発生した第三者による当社グループのネットワークへの不正アクセスなどへの対応を行ってまいりました。また、2020年度に新設したコーポレートガバナンス推進室では、その発足以降、リスク管理を含むコーポレートガバナンス強化に資する複数のプロジェクトを推進しています。当年度までに、内部監査強化、内部通報制度の実効性向上、グループ内におけるコンプライアンスリスクに関するリスク情報の収集・管理体制などについて改善を図りました。

業務執行取締役に決裁権限を委譲された事項は、当該事項に関係するコーポレート 部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に 適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日 常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、事業部門管理組織等が 適法性・妥当性について管理を行ってきました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは 別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社 の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

② グループ会社の経営管理体制

各事業部門又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、全グループ会社における適切な整備を進めています。また、各事業部門等は、グループ会社を含めた事業部門経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

当社グループの現状に鑑み、グループガバナンス強化に向けた検討を進めています。

③ 監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置

しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令を受け、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

加えて、監査・監督機能をより実効的なものとするため、取締役会とは別に、監査 等委員会と業務執行取締役や個別の事業を担務する執行役員との定期的な会合の場を 設けて、意見交換などを行ってきました。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

④ その他

2023年3月3日の内部通報を契機として、当社取締役が、自身がCEOを兼任する米国子会社においてその所有する不動産を私的に使用していた等の事実(以下、「本不適切事案」といいます。)を把握しました。本不適切事案は、当社の内部統制システムの構築及び運用を担う取締役によるものであり、当社として、改めてコーポレート・ガバナンスの強化及びグループ会社に対する統制(即ちグループ・ガバナンス)強化の必要性を認識いたしました。

本不適切事案については、外部法律事務所を起用した内部調査を完了しており、今後、適切に対処するとともに再発防止策の構築等を確実に進めることとしています。

他方、本不適切事案を把握した端緒が海外子会社からの内部通報によるものであったことからすれば、当社が構築している体制が適切に機能したと言えます。

当社といたしましては、今後このようなことが再び起こることのないよう、全社を 挙げてコーポレート・ガバナンスの更なる強化を進めることとしています。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社は92社であります。

西日本電線株式会社

フジクラ電装株式会社

第一電子工業株式会社

株式会社東北フジクラ

株式会社フジクラハイオプト

沼津熔銅株式会社

フジクラプレシジョン株式会社

フジクラソリューションズ株式会社

株式会社フジクラ・ダイヤケーブル

藤倉商事株式会社

株式会社スズキ技研

株式会社シンシロケーブル

フジクラ物流株式会社

株式会社フジクラビジネスサポート

富士資材加工株式会社

米沢電線株式会社

ファイバーテック株式会社

オプトエナジー株式会社

株式会社フジクラプリントサーキット

株式会社フジクラエナジーシステムズ

DDK (Thailand) Ltd.

Fujikura Asia Ltd.

Fujikura Europe Ltd.

Fujikura Hong Kong Ltd.

FIMT Ltd.

珠海藤倉電装有限公司

藤倉電子(上海)有限公司

Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.

第一電子工業(上海)有限公司

Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.

広州藤倉電線電装有限公司

藤倉烽火光電材料科技有限公司

藤倉(中国)有限公司

Fujikura Automotive Vietnam Ltd.

DDK VIETNAM LTD.

Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.

Fujikura Europe (Holding) B.V.

America Fujikura Ltd.

AFL Telecommunications Holdings LLC

AFL Telecommunications LLC

AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R.L. de C.V.

AFL Telecommunications Europe Ltd.

AFL Network Services Inc.

AFL Telecommunications GmbH

Fujikura Automotive America LLC

Fujikura Automotive Holdings LLC

Fujikura America, Inc.

AFL Enterprise Services, Inc.

Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V.

Dossert Corporation

Verrillon Inc.

Fujikura Automotive Paraguay S.A.

Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.

Fujikura Automotive do Brasil Ltda. Fujikura Automotive Europe GmbH

Fujikura Automotive Morocco Kenitra, S.A.S.

Fujikura Automotive Europe S.A.U.

Fujikura Automotive Romania S.R.L.

Fujikura Automotive Morocco Tangier, S.A.S.

Fujikura Automotive Ukraine Lviv LLC

AFL Telecommunications, Inc.

Fujikura Electronics Vietnam Ltd.

ATI Holdings, Inc.

ATI International Investments Inc.

ATI Telecom International Company

Telecom Professional Services Inc.

Alta Telecom Inc.

AFL Telecommunications Australia pty Ltd.

Optronics Limited

FibreFab Inc.

AFL Hong Kong Limited

FibreFab Limited

AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.

Tier2 Technologies Ltd.

Fujikura Automotive India Private Ltd.

Fujikura Automotive Czech Republic, s.r.o.

Fujikura Automotive Services Inc. Fujikura Automotive MLD S.R.L.

America Fujikura India Private Ltd.

AFL Solutions, Inc.

 $\ensuremath{\mathsf{AFL}}$ Netherlands B.V.

LFA Ventures LLC

ITC Service Group Intermediary LLC

ITC Service Group Acquisition LLC

Spligitty Fiber Optic Services, Inc.

America Fujikura de Mexico S de Ri de CV

AFL Singapore Pte. Ltd.

AFL East Inc.

Beam Wireless Incorporated

Fujikura Electoronic Components (Thailand) Ltd.

藤倉香港貿易有限公司

藤倉(上海)商務服務有限公司

前連結会計年度との比較

新規設立したことにより、株式会社フジクラエナジーシステムズが連結子会社となりました。

新規設立したことにより、藤倉香港貿易有限公司が連結子会社となりました。

新規設立したことにより、藤倉(上海)商務服務有限公司が連結子会社となりました。

清算が結了したことにより、FibreFab General Trading LLCを連結子会社から除外しました。

清算が結了したことにより、藤倉(上海)通信器材有限公司を連結子会社から除外しました。

清算が結了したことにより、AFC Group Pty Ltd. を連結子会社から除外しました。

Fujikura Resource Mexico, S. de R.L. de C.V. 及びFujikura Resource Muzquiz S. de R.L. de C.V. は、

Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V. に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しました。

重要性が低下したことにより、Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd. を連結子会社から除外しました。

AFL IG LLCは、AFL Telecommunications LLCに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しました。

Fujikura Automotive Mexico Salamanca, S.A. de C.V.及びFujikura Automotive Mexico Puebla, S.A. de C.V.は、Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しました。

FibreFab Hong Kong Limitedは、AFL Hong Kong Limitedに社名を変更しました。

AFL HYPERSCALE Communications (Shenzhen) Company Limitedは、AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.に社名を変更しました。

株式会社フジクラファシリティーズ等、連結の範囲から除外した子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、 当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。 (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社のうち、以下の会社に対する投資については持分法を適用しております。

持分法を適用した会社 主要会社名

非連結子会社 1社 Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.

9社 藤倉化成株式会社、藤倉コンポジット株式会社 関連会社数

前連結会計年度との比較

株式を取得したことにより、Green Lambda Corporationを持分法適用の範囲に含めております。 株式を売却したことにより、FiberRise Communications, LLCを持分法適用の範囲から除外しております。

吉野川電線株式会社等、持分法を適用しない会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要な影響を及ぼしておりません。 なお、持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社の烽火藤倉光繊科技有限公司他1社については、 当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用しており、その他の決算日が連結決算日と異なる会社については、 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

次の会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、連結決算

日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

DDK (Thailand) Ltd. 第一電子工業(上海)有限公司

珠海藤倉電装有限公司 広州藤倉電線電装有限公司

Fujikura Asia Ltd. 藤倉(中国)有限公司

FIMT Ltd. 藤倉烽火光電材料科技有限公司

Fujikura Hong Kong Ltd. Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.

Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd. Fujikura Automotive Vietnam Ltd.

藤倉電子(上海)有限公司 DDK VIETNAM LTD.

Fuiikura Automotive (Thailand) Ltd. Fujikura Electoronic Components (Thailand) Ltd.

藤倉香港貿易有限公司 藤倉(上海) 商務服務有限公司

(4) 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月 28日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成30年9月14日) を適用し、在外子会社及び在外関連会社に対して、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等以外のもの その他有価証券

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は 棚卸資産の評価基準及び評価方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 定額法

(リース資産を除く) なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

主として 建物 50年

機械装置 主として 7年~10年

無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用

可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

関係会社事業損失引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社又は連結子会社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に 基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年 金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。ま た、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額等を 退職給付債務とする簡便法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理する方法を採用しております。また、数理計算上の差異については発生の翌連結会計年度から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社はエネルギー・情報通信事業部門、電子電装・コネクタ事業部門(エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門)に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

重要なヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約等 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ 借入金の変動金利

(iii) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク、一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジを 行っております。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行って おります。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略してお ります。

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、主として10年間の定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記の通りです。

・中国光素線事業の固定資産の減損

中国光素線事業はエネルギー・情報通信事業部門に含まれており、当該事業を資金生成単位としております。

中国光素線事業は、2019年から2020年にかけて中国における光ファイバ市場価格が下落したことにより藤倉烽火光電材料科技有限公司(以下、「FF0E社」)が販売する光母材の販売価格も下落したこと、主要原材料である四塩化珪素の調達価格が2021年10月より高騰したことにより前期において営業損失を計上しました。当期は営業利益を計上しましたが、主要顧客の購買計画に不確実性があり、経営環境の著しい悪化の懸念が払拭出来ないことから、当連結会計年度においても減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定を行った結果、中国光素線事業の使用価値が同事業に帰属する固定資産の帳簿価額12,773百万円を上回ることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要であると判断しました。

減損損失の認識の判定にあたって見積もった使用価値は、中国光素線事業の将来計画に基づいております。将来計画は、市場調査会社による中国における光ファイバの市場予測価格と連動し、また、主要原材料である四塩化珪素の調達価格の変動に応じて、FFOE社の販売する光母材の販売価格も変動すると仮定しております。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な固定資産の残存償却年数とし、税引前加重平均資本コスト12.0%により現在価値に割り引いております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、当社の想定よりもFFOE社の販売する光母材の販売価格が上昇せず、または主要原材料である四塩化珪素の調達価格の変動に応じて販売価格が変動せず、中国光素線事業の使用価値が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度において中国光素線事業に帰属する固定資産に対して減損損失を計上する可能性があります。

・FPC事業の固定資産の減損

FPC事業はエレクトロニクス事業部門の主力事業であり、当該事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

2021年3月期において、FPC事業の競争環境の激化や品種構成の悪化に伴い事業の収益性が低下する見通しとなった ため、FPC事業に帰属する固定資産に対し減損損失の認識の要否を検討し、15,283百万円の減損損失を計上しました。

当連結会計年度においても、競合他社の新規参入等により厳しい競争環境が継続していることから、主要な顧客への売上の減少が見込まれており、それを補う新規顧客への売上増加が計画通りに進まないリスクを中期計画に反映した結果、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定を行った結果、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が同事業に帰属する固定資産の減損損失計上前の帳簿価額27,002百万円を下回ることから、使用価値18,098百万円と同事業に帰属する固定資産の減損損失計上前の帳簿価額27,002百万円との差額8,904百万円を減損損失として計上しました。

減損損失の認識の判定及び測定にあたって見積った将来キャッシュ・フローは、FPC事業の将来計画に基づいております。当該将来計画は、主要顧客への売上及び粗利見込み並びに拠点の統廃合によるコスト削減等の仮定を含んでおります。

また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、FPC事業の主要製造拠点であるFujikura Electronics (Thailand) Ltd. 社における機械装置の残存償却年数とし、税引前加重平均資本コスト9.6%により現在価値に割り引いております。これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、更なる競争環境の激化による主要顧客への売上及び粗利の未達や拠点統廃合の進捗の遅延によりコスト削減が進まず、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度においてFPC事業に帰属する固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は11,837百万円であります。

当社グループ各社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金 資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの 前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

損害賠償訴訟請求に関する偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。裁判の進捗により新しい事実が判明した場合には、翌連結会計年度において、損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(「リース」 (ASU第2016-02号) の適用)

当連結会計年度の期首より、当社グループの米国会計基準を採用する在外子会社は、「リース」(ASU 第2016-02号 2016年2月25日)を適用しています。これにより、借手は原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しています。当該会計基準の適用にあたっては、当社グループは経過措置として認められている本基準適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。

この結果、当連結会計年度において有形固定資産の「リース資産」が13,919百万円、流動負債の「その他」が2,882百万円、固定負債の「リース債務」が11,127百万円それぞれ増加しています。なお、この基準の適用による連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

(米国連結子会社における資産の不適切な私的流用)

当社は、2023年3月3日の内部通報を契機に、当社の米国連結子会社であるAmerica Fujikura Ltd. (以下、「AFL」という。)の CEO を兼任していた当社の元取締役(以下、元取締役」という。)による、AFLの子会社であるAFL Telecommunications LLC(以下、「AFLT」という。)を介した不動産の私的流用の疑いがあることが判明したため、日本及び米国にて、当社グループと利害関係を有しない外部の法律事務所を起用し、2023年3月14日から内部調査を行い、同年6月30日に調査結果を受領しました。

内部調査により確認された不適切行為の概要は以下のとおりです。

- (1) AFLTが2020年に購入した土地538百万円は、元取締役が作為的に承認手続きを歪め、私的な目的で取得されたものであったことが確認されました。
- (2) 2021年3月期から当連結会計年度にかけて、当該土地上に建設された住宅の建設費用の一部である345百万円が、元取締役の作為により目的の異なる費用として、AFLTから支出されていました。内部調査の結果、当該住宅の所有権はAFLTにあることが確認されました。そのため、当該支出は投資目的資産として計上されるべきでしたが、2021年3月期から当連結会計年度にかけて、販売費及び一般管理費として計上されていました。また、当該住宅は元取締役により私的に使用されていたことが確認されました。
- (3) 元取締役は、AFLのCEO退任時に当該土地を譲り受けることについて親会社である当社との間に合意がある と仮装していたことが確認されました。これによりAFLは、2021年3月期から当連結会計年度までの各連結会 計年度において合計407百万円の販売費及び一般管理費を過大に計上していました。
- (4) 元取締役は、私的目的のためのコーポレート・クレジットカード及びAFLTの小切手による支払いを複数実施していました。また、元取締役は、正規の手続を経ずに、AFLTの資金を用いてAFLTに航空機を購入させ、当該航空機を私的目的により一部使用していたことが認められました(なお、当該航空機は取得後にAFLTによって売却され、買主からAFLTに対してリースバックが行われていました。)。これらについて、2019年3月期に5百万円、2020年3月期に124百万円、2021年3月期に109百万円、2022年3月期に99百万円、当連結会計年度に124百万円、合計461百万円が支出されておりましたが、販売費及び一般管理費として計上されていたため、連結計算書類への影響はありません。

元取締役による資産の不適切な私的流用の過程で、2021年3月期第3四半期から当連結会計年度第3四半期までの各四半期及び各年度において、上述のうち(2)及び(3)に係る会計事象についての当社の判断が歪められたことに起因した連結計算書類の誤謬が判明しました。但し、当社はこれらの影響の金額的重要性に鑑み、当該各四半期及び当該各年度の連結計算書類の修正再表示は行わず、当連結会計年度の連結計算書類においてその累積的影響額の修正を行っております。この修正の結果、当連結会計年度の連結損益計算書において、修正前と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ751百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益が579百万円増加しております。また、連結貸借対照表において、総資産が247百万円増加、負債が323百万円減少し、純資産が571百万円増加しております。

なお、元取締役は2023年5月26日付で当社取締役を辞任しておりますが、不適切事案についての調査結果を 精査し、法令に則り然るべき手続きをとる予定です。

上記の金額は、資産及び負債については外貨建て金額を当連結会計年度末時点の為替レートにより換算した金額で記載しております。また、損益については外貨建て金額を当連結会計年度の期中平均の為替レートにより換算した金額で記載しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額(2) 有形固定資産の減損損失累計額

444,484百万円

58,999百万円

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

土

7百万円

② 上記に対応する債務

固定負債その他

1,517百万円

(光体・エエロ)

(4) 保証債務

① 債務保証等

		(単位:白万円)
保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.	銀行借入金等	336
㈱ビスキャス	為替予約	9
	小計	345
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	42
	小計	42
	合計	387

② 偶発債務

- (i) 当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。
- (ii) 当社の連結子会社がマレーシアにて納入した電力ケーブルにおいて、2021年8月に地絡事故が発生致しました。当社は直接の納入先である顧客と原因調査を行っておりましたが、2022年5月にエンドユーザーである最終顧客から本件に関して解決策を求める旨の文書を受領しました。現在、原因究明と今後の対応について顧客及び最終顧客と協議中であり、現時点におきましては、その影響額を合理的に見積ることは困難であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1)当社グループは主に以下の資産につき、減損損失を計上	(単位:百万円)		
会社 (場所)	用途	種類	減損損失額
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd. (タイ王国)	FPC製造設備等	機械装置等	8, 904
Fujikura Automotive America LLC(アメリカ合衆国)他	自動車用ワイヤハーネス 製造設備等	機械装置等	7, 392
フジクラ電装株式会社(山形県米沢市)他	自動車用ワイヤハーネス 製造設備等	機械装置等	2, 911

FPC製造設備等については、事業環境の悪化等に伴い減損の兆候があると判断したため、減損損失の認識の要 否を検討しました。この検討の結果、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が同事業に帰属する固定 資産の減損損失計上前の帳簿価額27,002百万円を下回ることから、使用価値18,098百万円と同事業に帰属する 固定資産の減損損失計上前の帳簿価額27,002百万円との差額8,904百万円を減損損失として特別損失に計上して おります。

当社グループが展開しているワイヤハーネス事業は自動車事業部門に含まれており、当該事業はアジア、欧 州、北南米ブロックをそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。アジアブ ロックでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び世界的な半導体不足の影響が継続したことに加え、上 期における為替相場の変動の影響等により、北南米ブロックでは、輸送費高騰の影響に加え、北米での人件費 高騰及び新車種立ち上げに苦戦し、立ち上げに係る費用が増加したこと等により、各ブロックにおける営業活 動から生じる損益が継続してマイナスとなったことから、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識 の判定を行った結果、ワイヤハーネス事業アジアブロック及び北南米ブロックのそれぞれの割引前将来キャッ シュ・フローの総額が各ブロックに帰属するそれぞれの固定資産の帳簿価額(アジアブロック5,831百万円、 北南米ブロック7,392百万円)を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、アジアブロックにおい て2,911百万円、北南米ブロックにおいて7,392百万円の減損損失を特別損失として計上しております。なお、 各ブロックにおける固定資産の正味売却価額が使用価値を上回るため、減損損失の測定の際に使用した回収可 能価額は正味売却価額により算定しております。減損損失の認識の判定にあたって見積った将来キャッシュ・ フローはワイヤハーネス事業アジアブロック及び北南米ブロックの将来計画に基づいております。当該将来計 画は、顧客からの需要予測等に基づき策定しており、拠点の統廃合によるコスト削減及び不採算品種からの撤 退等の仮定を含んでおります。将来キャッシュ・フローの見積り期間は、ワイヤハーネス事業アジアブロック 及び北南米ブロックの主要な固定資産の残存償却年数としております。また、ワイヤハーネス事業アジアブロ ックに帰属する固定資産のうち、不動産の正味売却価額については、外部専門家から入手した不動産鑑定評価 結果に基づき算定しております。

(2) 子 会 計 清 質 指

主に当社子会社の連結除外による為替換算調整勘定の取り崩しによるものであります。

(3) 事業構造改善費用

主に当社及び当社子会社における事業再編に伴う、特別退職金等であります。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行落株式の種類及び株式粉

(単位・株)

(1))01111/17/12/02/14	7597 ~ O 777~V5A			(+ <u> </u> <u> </u> <u> </u> · <u> </u> / /
種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	295, 863, 421	-	-	295, 863, 421

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 29 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2, 764	10.0	2022年3月31日	2022年6月30日
2022 年 11 月 9 日 取 締 役 会	普通株式	3, 593	13.0	2022年9月30日	2022年12月5日

- (注1) 2022年6月29日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した 株式交付信託に係る信託口に対する配当金6百万円が含まれております。
- (注2) 2022年11月9日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式 交付信託に係る信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 29 日 定 時 株 主 総 会	→++->1 H V/+/	利益剰余金	4, 699	17. 0	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 2023年6月29日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した 株式交付信託に係る信託口に対する配当金8百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行によって 調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権による、為替の変動リスクについて、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、その一部の外貨建債務は為替の 変動リスクに晒されておりますが、恒久的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を 目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されており ますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、いずれも実需に基づくものであり、それぞれ将来の為替変動リスク、金利変動リスク、主要原材料である銅及びアルミの価格変動リスクをヘッジする目的にのみ限定しており、その対象金額の範囲内で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額8,929百万円)は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 関係会社株式	14, 653	9, 147	△ 5,506
その他有価証券	6, 790	6, 790	_
(2) 社債(*1)	30, 000	29, 899	△ 101
(3) 長期借入金 (*2)	125, 875	124, 587	△ 1,288
(4) デリバティブ取引(*3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	809	809	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	55	55	=

(*1) 1 年内償還予定の社債(連結貸借対照表計上額10,000百万円)は、社債に含めております。 (*2)連結貸借対照表上、短期借入金として計上している1年以内に返済予定の長期借入金4,344 百万円については、長期借入金に含めております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプッ

トを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
四 月	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	6, 790	_	_	6, 790
デリバティブ取引				
①ヘッジ会計が適用されていないもの	_	809	_	809
②ヘッジ会計が適用されているもの	_	55	_	55

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	(1 国: 日/913/					
区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
関係会社株式	9, 147	_	l	9, 147		
社債	_	29, 899		29, 899		
長期借入金	_	124, 587	_	124, 587		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会から入手したデータに基づき市場価格を算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は先物為替相場を使用して算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品先物取引はLME(ロンドン金属取引所)の期末公示価格と、期末為替相場に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(下記「長期借入金」参照)。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等(土地を含む。)を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,062百万円(主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上。)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
38, 871	114, 250

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に時価を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価時点の評価額によっています。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

980円 91銭

(2) 1株当たり当期純利益

148円 27銭

(3) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式494,988株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当連結会計年度における期中平均株式数521,333株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(セグメント区分の変更)

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、2023年度からの3か年を対象とした「2025年中期経営計画」(以下、25中期)を決議いたしました。25中期では、当社が誇る「つなぐテクノロジー」を基本に、「情報インフラ」、「情報ストレージ」及び「情報端末」の3分野に対し、情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門を基軸として、適時適切な事業ポートフォリオマネジメントにより高収益企業を目指すこととしております。

この25中期の枠組みに即して、管理体制の見直しを行うため、当連結会計年度において「エネルギー・情報通信事業部門」及び「エレクトロニクス事業部門」、「自動車事業部門」、「不動産事業部門」の4つを報告セグメントとしておりましたが、翌連結会計年度から「情報通信事業部門」及び「エレクトロニクス事業部門」、「自動車事業部門」、「エネルギー事業部門」、「不動産事業部門」の5つを報告セグメントに変更することといたしました。

またAmerica Fujikura Ltd. (当社の連結子会社)の送電事業向け製品は、主に最終ユーザが北米電力会社向けであることから従来、「エネルギー事業部門」に含めておりましたが、翌連結会計年度より情報通信事業部門との連携強化を図るため、「情報通信事業部門」に含めることといたしました。加えて、従来「情報通信事業部門」に含めていた一部事業について、「その他」に含めることといたしました。

これらを反映した各報告セグメントに属する主要な製品は、下記の表のとおりであります。

報告セグメント	主要品種
情報通信事業部門	光ファイバ、光ケーブル、通信部品、光部品、光関連機器、 ネットワーク機器、工事等
エレクトロニクス事業部門	プリント配線板、電子ワイヤ、ハードディスク用部品、 各種コネクタ等
自動車事業部門	自動車用ワイヤハーネス、電装品等
エネルギー事業部門	電力ケーブル、通信ケーブル、アルミ線、被覆線等
不動産事業部門	不動産賃貸等

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益 または損失、その他の項目の金額に関する情報は現在算出中であります。

9. 収益認識に関する注記

(1)主要な財又はサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位・百万円)

					(+-	<u>似,日刀闩厂</u>
	エネルギー・情報通信事業		電子電装・コネクタ 事業部門		その他	合計
	部門	エレクトロニ クス事業部門	自動車 事業部門	事業部門 (注1)	(注2)	THE FIT
主たる地域市場						
日本	159, 095	34, 592	29, 234	10, 772	2, 709	236, 402
アジア (日本除く)	18, 209	95, 083	13, 602	_	406	127, 300
北米	215, 205	58, 353	33, 008	_	2, 055	308, 622
欧州	33, 113	7, 668	58, 234	_	2, 385	101, 399
その他	8, 765	1, 592	21, 781	-	592	32, 730
顧客との契約から生じ る収益	434, 388	197, 287	155, 860	10,772	8, 146	806, 453

- (注1) 「不動産事業部門」における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づく収益等が含まれております。
- (注2) 「その他」の区分は、報告セグメントに該当しない、事業化を検討している新規事業等を含んでおります。
- (注3) セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社及び当社の連結子会社は、エネルギー・情報通信事業部門、電子電装・コネクタ事業部門(エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門)に亘って、製品の製造、販売、サービス等の事業活動を展開しております。また、不動産事業部門においては、約束された財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、当社及び連結子会社が納入した製品について保証期間を設定し、返品、交換等の義務を有しております。加えて一定の期間にわたって充足される履行義務においては、その進捗に応じて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償支給を受ける取引においては、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。加えて、エネルギー・情報通信事業部門において当社は輸送費の低減及び銅材の安定供給を目的として、複数社との間で銅を同量融通する取引(いわゆる交換取引)を行っておりますが、同取引においては純額で収益を認識しております。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

加えて、一定の期間にわたって充足される履行義務においては、「契約資産」を認識しております。 また、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った 時又は対価を受け取る期限が到来した時のいずれか早い時点で、顧客から受け取る対価については「契 約負債」を認識しております。

- (3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結 会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額 及び時期に関する情報
 - ①契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、連結貸借対照表で記載しているため、本注記においては記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(個別注記表)

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 その他有価証券

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)

7年

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

> 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

主として 50年 主として 機械装置

無 古 定 形 資 (リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利 用可能期間(5年)に基づいております。

IJ ス 資 産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

引当金の計上基準 (3)

> 貸 倒 引 半 金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してお ります。

投 資 損 失 引 当 氽 関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失に 備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上し ております。

退 職 什 引 当 給 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 当事業年度末において退職給付債務から未認識数理計算上の 差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を年金資産が超過

するため前払年金費用として表示しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に

よっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により

費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から

費用処理しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する 出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる 損失見込額を計上しております。

20

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はエネルギー・情報通信事業部門、電子電装・コネクタ事業部門(エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門)に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

(外貨建売上取引等)

為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算額を行っております。 なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べております。

(借入金の変動金利)

金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約等 外貨建金銭債権債務 及び外貨建予定取引

金利スワップ 借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変 動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。 また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記の通りです。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価

当社は、当事業年度の貸借対照表において、市場価格のない関係会社株式84,080百万円、関係会社出資金12,973百万円を計上しております。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金については、投資簿価と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が投資簿価に比べ著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。実質価額が著しく低下した場合とは、実質価額が取得価額に比べ50%程度以上低下した場合としておりますが、50%程度未満の低下であっても、30%以上低下した場合には今後著しい低下が発現する可能性がないかを検討しております。また、回復可能性の判定にあたっては、会社の正式な意思決定機関で承認された中長期の事業計画等を用い、実行可能性や合理性について検討を行っております。

市場価格のない関係会社株式の中には、自動車事業部門におけるワイヤハーネス事業のアジアブロックの主要子会社であるフジクラ電装株式会社(以下、「フジクラ電装」)の株式が2,728百万円含まれております。フジクラ電装の当事業年度の株式評価において、実質価額の著しい低下は認められなかったため、減損処理は不要と判断しました。しかしながら、ワイヤハーネス事業アジアブロックの今後の業績次第では、翌事業年度の個別計算書類に株式評価損を計上する等の影響を及ぼす可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類等に計上した繰延税金資産の金額は1,496百万円であります。当社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類等において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・損害賠償訴訟請求に関する偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。裁判の進捗により新しい事実が判明した場合には、翌事業年度において、損失を計上する可能性があります。

- 2. 貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
- (2) 有形固定資産の減損損失累計額

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

地

176, 465百万円 15, 199百万円

7百万円

② 上記に対応する債務固定負債長期預り敷金保証金

1,517百万円

(4) 保証債務

①債務保証等	(単位:百万円)			
保証先	内容	金額		
(関係会社)				
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	銀行借入金等	16, 895		
America Fujikura Ltd.	銀行借入金等	14, 234		
Fujikura Automotive Europe S. A. U.	銀行借入金等	7, 890		
珠海藤倉電装有限公司	銀行借入金	2, 372		
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.	銀行借入金	1,800		
DDK VIETNAM LTD.	銀行借入金	855		
AFL Telecommunications GmbH	契約履行保証等	609		
Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.	銀行借入金等	336		
Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.	契約履行保証	116		
㈱ビスキャス	為替予約	9		
	小計	45, 114		
(関係会社以外)				
従業員(財形融資)	銀行借入金	42		
140.44	小計	42		
	合計	45, 157		

② 偶発債務

- (i)当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。
- (ii)当社の連結子会社がマレーシアにて納入した電力ケーブルにおいて、2021年8月に地絡事故が発生致しました。本件は、当社が最終責任を負っているため、直接の納入先である顧客と原因調査を行っておりましたが、2022年5月にエンドユーザーである最終顧客から本件に関して解決策を求める旨の文書を受領しました。現在、当社は原因究明と今後の対応について顧客及び最終顧客と協議中であり、現時点におきましては、その影響額を合理的に見積ることは困難であります。
- (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 60,264百万円 長期金銭債権 8,596百万円 短期金銭債務 30,022百万円 長期金銭債務 5百万円

3. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高 194,540百万円 関係会社からの仕入高 94,780百万円 販売費及び一般管理費 3,912百万円 関係会社との営業取引以外の取引高 12,653百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

日に休式の推測及い休式数に関する事項				(41111111111111111111111111111111111111	
4手 米石	当事業年度	F度 当事業年度増加 当事業		当事業年度末	
種類	期首株式数	株式数株式数		株式数	
普通株式	20, 059, 105	1, 241	107, 504	19, 952, 842	

(変動事由の概要)

- 1. 普通株式の自己株式数の増加1,241株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 2. 普通株式の自己株式数の減少107,504株は、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」から対象者への株式交付によるものであります。
- 3. 普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」に係る信託口が保有する当社株式494,988株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	11,266 百万円
出資金評価損	4, 793
貸倒引当金	2, 542
繰越外国税額控除	2, 165
前払年金費用	2,021
減損損失	1,661
投資有価証券評価損	1,636
繰越欠損金	1, 401
減価償却超過額	885
未払賞与	879
その他	2, 508
繰延税金資産小計	31,757 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,254
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 28, 340
評価性引当額	△ 29,595 百万円
繰延税金資産合計	2,163 百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	417 百万円
その他有価証券時価評価差額	142
資産除去債務	70
その他	38
繰延税金負債合計	667 百万円
繰延税金資産の純額	1,496 百万円

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ 通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効 果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
子会社	第一電子工業㈱	所有 直接98.9% 間接 1.1%	資金の預入等	資金の預入 (注2)	21, 593	預り金	6, 147
子会社	西日本電線㈱	所有 直接60.8%	資金の預入等	資金の預入 (注2)	31, 932	預り金	6, 687
子会社	フジクラ電装㈱	所有 直接100.0%	資金の援助 同社製品の一部購入	資金の貸付 (注2)		短期貸付金	6, 936
				原材料の購入 (注4)	27, 677	買掛金	2, 965
子会社	(㈱フジクラ・ ダイヤケーブル	所有 直接70.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	52, 268	売掛金	5, 400
子会社	藤倉商事㈱	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	20, 189	売掛金	6, 044
子会社	㈱スズキ技研	所有 直接100.0%	資金の貸付等	資金の貸付 (注2)	9, 785	短期貸付金	2, 257
子会社	㈱フジクラプリントサー キット	所有 直接100.0%	吸収分割による事業の譲渡 役員の兼任	事業承継		_	_
				承継資産合計 承継負債合計 承継対価 (注6)	40, 915 3, 797 37, 118	_	_
子会社	(㈱フジクラエナジーシス テムズ	所有 直接100.0%	吸収分割による事業の譲渡	事業承継	4 007	_	_
				承継資産合計 承継負債合計 承継対価 (注6)	4, 297 614 3, 683	_	_
子会社	Fujikura Europe Ltd.	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	15, 584	売掛金	4, 998
子会社	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	所有 間接100.0%	債務保証等 株式の売買等	債務保証 (注3)	16, 895	_	_
				株式の取得 (注7)	7, 695	_	_
子会社	Fujikura Hong Kong Ltd.	所有 間接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	40, 092	売掛金	2, 457
子会社	Fujikura Automotive Europe S.A.U.	所有 間接100.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	7, 890	_	_
子会社	America Fujikura Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	14, 234	_	_
子会社	AFL Telecommunications LLC	所有 間接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	25, 774	売掛金	6, 859
関連会社	㈱ビスキャス	所有 直接50.0%	資金の援助 債務保証等	資金の貸付 (注2)	675	長期貸付金 (注8)	8, 596
				債務保証 (注3)	9	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)製品・設備の販売及び購入については、市場価格を勘案して協議の上、決定しております。 (注2)金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社は、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.、America Fujikura Ltd.、㈱ビスキャスの銀行借入金及び為替予約等に対して債務保証を行っております。
 (注4) 原材料の購入及び供給については、市場相場から算定した価格を参考に、都度交渉して取引条件を決定しております。
 (注5) 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

- (注6) 吸収分割による事業の譲渡については、当社の算定した対価に基づき、決定されております。 (注6) 吸収分割による事業の譲渡については、当社の算定した対価に基づき、決定されております。 (注7) 関係会社株式の売買価額は、当該会社の純資産価額等を勘案し、合理的に決定されております。 (注8) 関連会社への長期貸付金期末残高に対して、合計8,284百万円の貸倒引当金を計上しております。 また、当事業年度において合計163百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

408円 01銭

(2) 1株当たり当期純利益

112円 01銭

(3) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式494,988株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当事業年度における期中平均株式数521,333株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。